

大阪、平 2 不18・平 2 不25、平4. 8. 7

命 令 書

申立人 総評全国一般大阪地連エーメイ労働組合

被申立人 エーメイ株式会社

主 文

- 1 被申立人は、今後、企業合併を行うに際して、合併後の労働条件等を議題とする申立人との団体交渉を行う場合、申立人が上部団体からの離脱に応じることが前提条件としてはならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

総評全国一般大阪地連エーメイ労働組合  
執行委員長 A 1 殿

エーメイ株式会社  
代表取締役 B 1

当社が行った下記の行為は、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- 1 貴組合が平成2年2月9日付けで申し入れた株式会社協進との合併後の労働条件等を議題とする団体交渉に、誠実に応じなかったこと。
- 2 平成2年1月10日、B 2 社長及びB 3 人事部長がウイスキーと商品券を持参の上A 1 委員長宅を、平成2年3月25日、当社東大阪第二営業所のB 4 所長が菓子折りを待参の上同営業所に勤務する貴組合役員宅を、それぞれ訪れ、貴組合の上部団体からの離脱につき協力を求めたこと。
- 3 平成2年4月20日、当社貝塚営業所のB 5 所長が、同営業所の貴組合員に対し、貴組合の上部団体からの離脱につき協力を求めたこと。
- 4 平成2年4月22日及び同月28日に、B 3 人事部長らが、貴組合員10数名を旅館等を集め、日当を支払った上貴組合の上部団体からの離脱につき協力を求めたこと。
- 5 平成2年5月10日、当社貝塚営業所のB 5 所長及びB 6 次長が、貝塚市の飲食店で貴組合員に対し貴組合の上部団体からの離脱につき協力を求めたこと。
- 6 平成2年5月17日以降、当社貝塚営業所等で、貴組合員に組合の上部団体からの離脱に賛成する署名を集めさせたこと。

- 7 平成2年2月22日、5月18日、同月28日、同月30日、同月31日、6月7日、同月8日及び11日、B2社長らが、近畿銀行本店での集会及び当社阪南営業所等の朝礼等において、貴組合員が貴組合の上部団体からの離脱に賛成するよう企図した発言を行ったこと。
  - 8 平成2年6月12日、当社本部で、B7部長らが、貴組合の上部団体からの離脱を企図して、合併推進協議会を結成しようとしたこと。
- 3 申立人のその他の申立ては棄却する。

## 理 由

### 第1 認定した事実

#### 1 当事者等

- (1) 被申立人エーメイ株式会社（以下「エーメイ」という）は、肩書地に本社を、東大阪、豊中、寝屋川、柏原、堺及び貝塚の各市並びに大阪市阿倍野区に本部、物流管理センター、支店及び営業所を置き、医薬品等の卸売・販売を業とする会社で、従業員は約420名である。

なお、エーメイは、昭和58年9月に栄一薬品株式会社（以下「栄一薬品」という）と明和薬品株式会社（以下「明和薬品」という）が合併してできた会社である。

エーメイの株式のほとんどは申立外田辺製薬株式会社（以下「田辺製薬」という）が所有しており、田辺製薬とエーメイとは親会社と子会社の関係にあり、エーメイ副社長B8（以下「B8副社長」という）は田辺製薬からの出向である。

- (2) 申立人総評全国一般大阪地連エーメイ労働組合（以下「組合」という）は、エーメイの従業員で構成する労働組合であって、総評全国一般労働組合大阪地方連合会（以下「総評全国一般大阪地連」という）に加盟しており、組合員は本件審問終結時約230名である。

組合は、栄一薬品の従業員により組織された総評全国一般大阪地連栄一薬品労働組合（以下「栄一薬品労組」という）を中心として結成された。なお、明和薬品には親睦会としての社員会はあったが、労働組合はなかった。

- (3) 申立外株式会社協進（以下「協進」という）は、昭和63年6月、4社が合併してできた医薬品等の卸売・販売を業とする会社で、従業員は約890名である。

また、協進には、企業内組合があるが、同組合は上部団体に加盟していない。

#### 2 合併問題に関する団体交渉等の経過について

- (1) 平成2年1月6日、エーメイ人事部長B3（以下「B3部長」という）は、組合執行委員長A1（以下「A1委員長」という）が勤務するエーメイ阪南営業所（以下「阪南営業所」という）を訪れ、同人に対し、「エーメイは経営状態がきびしく、独自経営は難しいので合併するしかない。

- 現在他社との合併計画が持ち上がっているが、上部団体の総評全国一般大阪地連は具合が悪い」旨述べた。
- (2) 平成2年1月10日の午後6時半頃、エーメイ社長B2（以下「B2社長」という）及びB3部長は、ウイスキーと2万円相当の商品券を持参の上、A1委員長の自宅を訪れ、同人に対し、「組合の上部団体離脱が合併のために必要である」旨述べた。
- (3) 平成2年1月18日の午後2時50分頃、B8副社長及びB3部長が、A1委員長を堺市にある地場振興会館に呼び出し、そこで、B8副社長は、A1委員長に対し、「赤字経営であり、合併が必要である」旨述べた。
- (4) 平成2年1月20日の午後2時過ぎ、B3部長が、A1委員長の自宅を訪れ、「合併の相手先は協進だ。このことは内緒にしておいてくれ」と述べた。
- (5) 平成2年1月24日、B2社長、B8副社長及びB3部長が、A1委員長を堺市にあるホテルサンルートに呼び出し、そこでB2社長は、A1委員長に対して、「上部団体離脱について、委員長の力を貸してほしい。君しかできない」、「協進に対し、人員整理は行わないで欲しい、また、合併時の賃金については、現在の賃金を保証して欲しい等を主な内容とする合併に関する7項目の要望を出している」と述べた。
- これに対し、A1委員長は、「組合の問題については、組合で決定する」旨述べた。
- (6) 平成2年1月30日、合併問題に関する第1回目の団体交渉（以下「団交」という）において、エーメイは、組合に対し、「現在の経営状況が極めて困難な状況にあり、協進との合併しか生き残る道はない」、「明日協進との間で、企業合同を前提とした業務提携の調印を行う」、「協進に対し合併に関する7項目の要望を出している」旨述べた。
- これに対し、組合は、「組合としての合併に関する要求をするので、それが解決するまでは合併するな」と述べた。
- (7) 平成2年2月2日の午後3時頃、協進社長B9（以下「B9社長」という）及びB3部長が、A1委員長を大阪市内のマイドーム大阪に呼び出し、そこで、B9社長は、A1委員長に対し、「協進は合併して大きくなった会社だ。合併した相手を大事にしている、メーカーに支配されない、社員のための会社だ」、「会社が一つなら組合は一つでなければ、会社運営はスムーズにできない」と述べた。
- (8) 平成2年2月9日、組合は、エーメイに対し、合併に伴う労働条件等に関し、次の5項目の要求書「以下「合併に関する組合要求」という）を提出し、併せて団交の申入れを行った。
- 「① エーメイと協進が合併してできる新会社は、エーメイと組合との協定、協約、慣行を引き継ぐこと
- ② 現行の賃金・労働条件を変更せず、実績を尊重すること
- ③ 合併に伴う人員整理、配転は行わない。万一行う場合は、組合と

の事前協議、了解のもとに行うこと

④ 組合活動の妨害や介入等の不当労働行為は行わないこと

⑤ 新会社が新本社を設立する場合は、組合事務所を本社内に設置し、貸与すること」

(9) 平成2年2月14日の団交の席上、エーメイは、「協進のB9社長から、『組合が上部団体を離脱して、協進の組合と合併時に合体してほしい。これができなければ、この話はなかったことにしてくれ』と言われており、この条件をのまない限り合併ができず、合併できなければ会社として存続できない」旨述べ、合併に関する組合要求については、「現行の賃金を保証すること及び人員整理を行わないことなどのエーメイの7項目の要望に関する事項については、協進のB9社長からほぼ了解を得ているが、細部については協進との間で分科会を作って詰めていかないときっちりとした回答はできない」と述べ、「分科会を開くためには、組合の問題を解決しなければならないので協力をお願いしたい」、「他の要求についてはもっともであるが、相手があることなのではっきりした回答はできない」と述べた。

(10) 平成2年2月22日の午後2時頃、エーメイは、ほぼ全社員を大阪市内の近畿銀行本店に集めて集会を行い、そこでB2社長は、合併へ至る経過や合併の必要性について述べた後、「協進のB9社長から希望を言われている。会社が一つであれば、組合は一つでなければならない。協進の企業内組合と一緒にならなければいけないということである。組合員の協力、理解を得たい」と述べ、さらに、エーメイから協進への合併に関する7項目の要望については「協進のB9社長から既に確約を得ている」旨述べた。

(11) 平成2年2月27日の団交において、組合は、前記(10)記載の確約を得ている旨のB2社長の発言について、「今まで組合が上部を離れて、協進の企業内組合と一本化できる状態にならないければ、協進との間で合併に関する組合要求を協議する分科会も開けないと言いながら、エーメイから協進への7項目の要望事項について、何で協進の確約が得られるのか」旨追及したところ、B3部長は「確約はできていない」と答えた。

(12) 平成2年3月8日の団交において、組合は、エーメイに対し、基本給の一律3万円増額等を内容とする要求書を提出し、同年3月15日までに回答するよう要求した。

(13) 平成2年3月15日の団交において、エーメイは、組合の春闘要求に対し、経営状況について述べた後、賃上げについては「親会社に相談しないと回答できない。3月末には回答する」旨述べた。

また、エーメイは、合併に関する組合要求について「分科会が開けないので話が進まない。分科会が開けるよう協力して欲しい」旨述べた。

(14) 平成2年3月初旬、エーメイ取締役B10(以下「B10取締役」という)とエーメイ部長B11(以下「B11部長」という)は、阪南営業所を訪れ、

A 1 委員長ら組合員 4 名を含む従業員を集め、「合併についてどう思っているのか」との旨聞いた後、「合併したら賃金も労働条件も良くなる」旨述べた。

また、同時期、エーメイ柏原営業所（以下「柏原営業所」という）及びエーメイ寝屋川営業所（以下「寝屋川営業所」という）においても、営業所所長が、従業員を一人ずつ呼んで、合併問題に対する意識調査をした。

- (15) 平成 2 年 3 月 24 日、エーメイは、部長、営業所長（以下「部所長」という）以上の職制で構成される、業務連絡のための定例の部所長会を開いた。

この会議において、各部所長は、エーメイの求めに応じて各自の部下の合併問題に関する意識につき、賛成、反対及び意見未定に分けて、それぞれの人数を報告した。

- (16) 平成 2 年 3 月 25 日、エーメイ東大阪第二営業所（以下「東大阪第二営業所」という）の所長 B 4（以下「B 4 所長」という）は、菓子折りを持参の上、同営業所に勤務する組合執行委員 A 2（以下「A 2」という）、同 A 3（以下「A 3」という）及び組合代議員の A 4 の自宅を訪れ、同人らに対し、「合併を成就させるには、組合が上部団体を離脱するしかない。力を貸してほしい」旨述べた。なお、B 4 所長は、東大阪第二営業所の組合役員である A 5 宅も訪れたが、留守であったので同人とは会えなかった。

- (17) 平成 2 年 4 月 20 日、エーメイ貝塚営業所（以下「貝塚営業所」という）の所長 B 5（以下「B 5 所長」という）は、同営業所に勤務する組合員 A 6 及び同 A 7 に対し、合併問題について話をした後、組合の上部団体離脱に協力するよう要請した。

- (18) 平成 2 年 4 月 22 日、エーメイは、堺市にある地場振興会館にエーメイ阿倍野営業所（以下「阿倍野営業所」という）の A 8（以下「A 8」という）、A 9、貝塚営業所の A 10（以下「A 10」という）ほか組合員 10 数名を集めて、会合をもった。エーメイからは、取締役 B 12（以下「B 12 取締役」という）、B 10 取締役、B 3 部長及び全営業所所長が出席した。

B 12 取締役らは、出席した組合員に対し、現在の経営状況について説明したうえ、「上部団体を離脱するよう協力してほしい。他の組合員に協力するよう呼びかけてほしい」旨述べ、出席した組合員に日当として 5 万円を支払った。

- (19) 平成 2 年 4 月 28 日、エーメイは、東大阪市石切の旅館において、B 3 部長ほか全営業所所長、A 8 及び A 10 を含め 10 数名の組合員を集めて、B 3 部長らが前記(18)と同趣旨の発言を行い、出席した組合員に日当として 5 万円を支払った。

なおエーメイは、この頃以降、上部団体離脱合併推進という会社の意向に同調し、これを進めるため活動する組合員をリーダーと称した。

(20) 平成2年5月10日、B5所長、貝塚営業所B6次長（以下「B6次長」という）及びA10らの呼びかけで貝塚営業所の組合員数名が、貝塚市の飲食店に集合し、そこでB5所長及びB6次長は、現在の経営状況、業界の趨勢について説明をした後、前記(18)と同趣旨の発言を行った。

(21) 平成2年5月14日の団交において、エーメイは、組合に対し、協進との業務提携を報じた同年4月25日付けの業界新聞発表についての経過説明を行うとともに、組合の「合併に関する組合要求」に関して、賃金、退職金について、①賃金について、合併前に合併後の昇給分の先払いを実施する、②退職金についても、合併後一年間は、エーメイの基準を適用するとの案を示した。

しかし、エーメイは、上記①②以外については回答しなかった。

また、エーメイは、組合の上部団体離脱問題について、「組合の上部団体離脱、組合の一本化は合併の条件である」、「今日は最終団交である」旨述べ、組合に対して、上部団体離脱問題についての決断を迫った。

それに対して、A1委員長は、「上部団体は離脱しない。上部団体を離脱するかどうかは組合が決めることだ。仮に組合員242名が1名になっても上部団体から離脱することはない」旨述べた。

このような状況の中で、団交を傍聴していたA8は、「このまま団交を打ち切っているのか。組合は、組合内部で検討すべきではないか。組合員のうち上部団体離脱に賛成するものがどれだけいるか決をとれ」と発言し、団交は中断し、一旦休憩に入った。

この休憩の間に、組合が、各営業所から集まっていた代議員を通じて組合員の意見を集約したところ、組合の上部団体離脱に賛成の者は、組合員242名のうち50数名、態度未定の者を加えても69名にしかならなかった。この集約結果に対し、A8は、「それはおかしい。大会を開け。大会で集約しよう」と発言したが、他の組合員は、「大会を開いても同じではないか」と発言した。

休憩終了後、組合は、「上部団体を離脱して合併しても良いという組合員は、69人しかいない。上部団体離脱はしない」旨会社に報告し、その日の団交は終了した。

(22) 平成2年5月17日午後10時頃、貝塚営業所に、同営業所の組合員17名がA10の呼びかけにより集合し、そこでA10によって、①合併賛成②上部団体離脱賛成③大会開催要請を内容とする署名が集められた。

翌18日から同月21日にかけて、各営業所においても上記と同内容の署名が一斉に集められ、貝塚営業所では、一時、組合員22名中21名が、上部団体離脱に賛成するようになった。

(23) 平成2年5月18日、阪南営業所の合同朝礼において、B10取締役がいさつに立ち、「一つの企業には一つの組合が望ましい」旨述べ、また、昭和58年9月に合併してエーメイができた際に、栄一薬品が存続会社であったことから、組合についても栄一薬品労組に一本化したという経過

- に触れながら、「今度の場合は、協進が存続会社であり、協進の組合にうちの組合が合わしていくのが常識である」旨述べた。
- (24) 平成2年5月23日、組合は、当委員会に対し、不当労働行為救済申立て（平成2年（不）第18号事件）を行った。
- (25) 平成2年5月28日、貝塚営業所の朝礼において、B12取締役があいさつに立ち、「組合の一本化なくしては、合併はありえない」、「組合の不当労働行為申立てにより、官公立、私立の病院との取引が切れる」と述べた。
- (26) 平成2年5月30日、東大阪第一営業所において、B10取締役は、「組合の不当労働行為救済申立てにより、官公立の病院との取引が切れる」、また、会社主催の会合について、「5万円は配布したが、リーダーは受け取らなかった」、「リーダーの人達は自分の意見で参加した」旨述べた。
- (27) 平成2年5月31日、阪南営業所において、エーメイ常務B13（以下「B13常務」という）は、「上部団体離脱は協進の希望である。このことを組合で判断してもらわなければいけない」、「時間が長引くと合併できない」旨述べた。
- (28) 平成2年6月7、8、11日にわたって、各営業所において、一斉に合同朝礼、合同夕礼が行われ、エーメイの役員等が出席して、組合、合併問題について、以下のとおり発言した。
- ア 6月7日、阪南営業所の合同朝礼に、B2社長、B13常務が出席し、B2社長は、「我々としては、この業務提携後合併しか生きる道はない」、B13常務は、「うちの労働組合が総評全国一般を離脱することが、協進の希望条件である」旨述べた。
- イ 6月7日、阿倍野営業所の合同朝礼において、B8副社長が、あいさつに立ち、「上部団体を離脱しないと100%合併できない」、「賃上げも合意できない。一時金についても同じである」旨述べた。
- ウ 6月8日、エーメイ部長B7（以下「B7部長」という）、B3部長及びエーメイ本部の物流管理センター副センター長B14（以下「B14副センター長」という）は、同センターの集会に出席し、「合併しなければ、生活を守るのが難しい」、「このまま続くと、田辺製菓が手を引くおそれがある」旨述べた。
- エ 6月8日、柏原営業所の合同夕礼に、B12取締役、エーメイ取締役B15（以下「B15取締役」という）及びエーメイ人事部次長B16（以下「B16次長」という）が出席し、B12取締役は、「存続会社に組合があり、一本化してほしい」旨述べた。
- オ 6月11日、阿倍野営業所の朝礼において、B10取締役が、あいさつに立ち、「合併については、条件がある。その一つは、組合が上部団体を離脱することだ。その後、合併は会社が決めることだ。社内で決まらなければ、解散しかない」旨述べた。
- (29) 前記(21)記載の平成2年5月14日の団交の後、エーメイと組合の間で

は、同年夏季一時金に関する団交が、同年6月13日、同月15日、同月20日、同月26日、同年7月2日、同月5日、同月9日、同月12日及び同月18日に行われ、同年度賃上げについては、同年6月13日の、同年夏季一時金については、同年7月18日の団交で解決した。

### 3 合併推進協議会

- (1) 平成2年6月12日、定例の部所長会において、B7、B17、B18、B13及びB11の5人の部長を発起人として、合併推進協議会の結成について話し合われた。
- (2) 同会は、その趣意書において、「経営者、労働組合の間に挟まれた私達は、自らの手で生活の安定を計る必要に迫られてきた。そのために、我々は独自の組織を結成し、団体として行動し、早急・確実なる合併を実現するとともに全従業員の生活の安定、向上を図ることを目的とする」とし、同会の申し合わせ事項は、「1. 速やかな合併実現のため加入者全員が一致し行動する、2. 全従業員に加入を強力に呼びかける、3. 合併後は速やかに解散し、合併会社の各々の組織に加入する、4. 合併後の諸条件はエーメイに一任するも『合併推進協議会』は、従業員の生活安定の目的のため、イ. 給与の調整・諸手当の取扱い、ロ. 定年制と定年後の給与と待遇、ハ. 退職金規定、ニ. 各営業所の使用及び人事を含む取扱い等々の合併諸条件を、明確化するようエーメイと強く交渉を推進する。……」旨記載していた。
- (3) 平成2年6月18日、組合は、組合ニュースを発行し、合併推進協議会の結成についてエーメイに抗議した。同日以降同会の活動は何ら認められない。

### 4 社員代表会

- (1) 社員代表会は、昭和58年9月に合併によってエーメイが誕生した際に、組合に参加しなかった従業員が、明和薬品の社員会という組織を引き継いだものであり、社員代表会に所属する従業員の賃金・一時金についてエーメイと交渉を行っていた。
- (2) 平成2年6月26日、社員代表会は、エーメイの掲示板を使って同会の総会開催の呼びかけを行い、同月28日、豊中支店において総会を開催した。
- (3) 平成2年7月2日の団交において、組合は、エーメイに対し、組合員以外にのみ7月10日に同年夏季一時金について基本給の1.8か月分の仮払いを行うとしたことを抗議した。

その後、同年7月10日、エーメイは、全従業員に同年夏季一時金について、基本給の1.8か月分の仮払いを行った。

他方、エーメイは、同日、同年夏季一時金について、新入社員に対し



ては基本給の2.2か月分+手当の2か月分を支給した。このことに対し、組合は、同月12日の団交において抗議し、同月18日に団交において、基本給の2.2か月+手当の2か月分+一律5,000円を支給することで妥結した。

#### 5 申立人の請求する救済内容

申立人の請求する救済内容の要旨は、次のとおりである。

- 1 合併に関する組合要求を解決するために誠実に団交に応じなければならない。
- 2 管理職を使って、金品を持って組合員の自宅を訪問したり、組合員に対し上部団体離脱の署名を求めたりするなどし、また、就業時間の内外にわたって、組合員を集め組合の方針及び組合役員を批判するなどして組合員に対し、組合が上部団体から離脱することに賛同するよう強要するなど組合弱体化策動をしてはならない。
- 3 組合員らに対し、「合併推進協議会」や「社員代表会」への加入を強要したりしてはならない。
- 4 陳謝文の手交及び掲示

### 第2 判 断

#### 1 当事者の主張要旨

(1) 組合は次のとおり主張する。

ア エーメイが、組合に対して上部団体からの離脱を求め、組合がこれを承諾しなければ合併後の労働条件についての団交に応じないとしたことは、実質的に団交を拒否する不当労働行為である。

イ エーメイの次の行為は、組合の運営に対する支配介入による不当労働行為である。

- ① 各営業所の朝礼等において組合の上部団体離脱に言及する等して、上部団体から離脱するよう強要して、組合の切り崩しを図ったこと
- ② 管理職及びエーメイの意を受けた一部組合員を使って、組合員に対し、組合の上部団体離脱に賛同するよう強要して、組合の切り崩しを図ったこと
- ③ 管理職や職制を使って合併推進協議会を結成して、組合員を含めた一般従業員に対し、同会への加入を呼びかけるなどして、組合の切り崩しを図ったこと
- ④ 形骸化していた社員代表会の組織を使って、組合の切り崩しを図ったこと

(2) エーメイは、次のとおり主張する。

ア エーメイは、合併に関する組合要求についての団交に応じ、その席上、組合の要求内容について、現実に協議していたのであり、その際上部団体からの離脱を交渉の引き換え条件として持ち出したことなど一度もなく、エーメイが団交を拒否したり、あるいは不誠実な団交をしたということはない。但し、組合の上部団体からの離脱と協進の組

合との一本化が実現しない限り、協進との合併自体が成就しないことは明らかであり、エーメイとしてはA1委員長に事前の内諾を得た上、心ならずも組合にこれらを検討してくれるよう、懇請せざるを得なかった。

- イ① エーメイが、団交の席上で組合に対し、朝礼、夕礼時において、従業員に対し、組合一本化に関する要望と説得を行ったことは事実であるが、これはあくまでも企業存続のために、協進の希望を受け入れて、同社との合併を成就させようとする純然たる経営上の判断に基づくものであり、決して組合や上部団体に対する嫌悪に基づくものではないし、エーメイの発言した内容も言論の自由の範疇に属するもので、不当労働行為ではない。また、朝礼や夕礼時以外にもエーメイが、管理職や従業員を集めて会合をもったことはあるが、これらは管理職、従業員らの合併問題に関する理解を深めさせる目的で行った正当なものである。
- ② 一部の管理職や組合員が、組合の上部団体からの離脱のために行動した事実は、存在するようであるが、これらはいずれも当事者の自発的な意思に基づくものであり、エーメイが指示したものではない。
- ③ 合併推進協議会なる組織が結成されたという形跡はない。部所長会の終了後、一部の管理職らが、合併問題について話し合いをもったことはあるようであるが、これはあくまでも一部の有志が、私的に行ったものであり、エーメイが関知するものではない。
- ④ エーメイは、社員代表会に所属する従業員の労働条件等については、同会と交渉して決定しており、形骸化していたという事実はない。同会の総会の開催についても社員代表会が自ら行ったものであり、社長以下の役員が出席したのは、合併問題を巡る経緯やエーメイの方針について、直接話を聞きたいという同会の強い要望があったためである。

エーメイが、社員代表会を従業員の組織化に利用しようとしているとか、組合員に社員代表会への加入を求めているなどということは一切ない。

よって、以下判断する。

## 2 不当労働行為の成否

- (1) 合併に関する組合要求について、前記第1.2(9)及び(21)認定によれば、エーメイは組合に対し、平成2年2月14日の団交において、賃金及び雇用の保障を主な内容とする7項目の要望については協進の了解がほぼ得られていることを伝え、5月14日の団体交渉において、賃金及び退職金については、具体的な調整方法を示していることが認められる。これらからすれば、エーメイは組合に対し、合併後の組合員の個々の労働条件に関する項目については、可能な限り回答しているものといえる。

しかしながら、前記第1.2(9)、(13)及び(21)認定の一連の団交の経過をみると、合併に関する組合要求のうち、組合との協約及び慣行の引き継ぎ及び組合事務所の設置の問題等については「要求はもつともであるが、相手のあることなので、はっきりした回答はできない」として、何ら具体的な回答は行わず、一方で、協進からの要望ないしは合併条件であるとして、組合の上部団体離脱を求め、これが解決しない限り細部についての回答はできないとしていたことが認められる。

かかるエーメイの態度は、企業の存続をかけて合併の成就を願い、協進の意を汲んだ結果であるとはいえ、①そもそも、上部団体から離脱するか否かは、組合内部の問題として、組合自身が判断し、決定すべき事項であり、使用者がこの点について言及することは許されないのであって、組合に上部団体からの離脱を求めたかかるエーメイの行為は、それ自体組合運営に対する支配介入にあたる。②また、個々の組合員の労働条件に関して具体的な回答を行っていることからすれば、組合との協約等の引き継ぎ等に関する項目についても、より具体的な回答が可能であったと推認されるのであるから、合併に関する組合要求についての団交に誠実に対応したとはいえない。

なお、エーメイは、上部団体離脱について事前にA1委員長の内諾を得ていたと主張するが、内諾の有無が、上記判断を左右するものではないので、この点についてはみるまでもない。

よって、合併に関する組合要求について、団交に誠実に対応せず、組合に対して上部団体からの離脱を求めたエーメイのかかる行為は、労働組合法第7条第2号及び3号に該当する不当労働行為である。

- (2)ア 前記第1.2(2)及び(10)、(14)ないし(23)及び(25)ないし(28)認定によれば、①平成2年1月10日、B2社長、B3人事部長がA1委員長にウイスキーと2万円の商品券を持参の上、上部団体離脱の説得をしたこと、②同年2月22日、近畿銀行本店での集会において、B2社長が「協進の企業内組合と一緒にならなければいけない」と発言したこと、③同年3月初旬、阪南営業所でB10取締役が、柏原営業所及び寝屋川営業所で各営業所長が、いずれも、従業員に対し合併問題に関する意識調査をしたこと、④同年3月24日、エーメイは、部所長会において部下の合併問題に関する意識につき賛成、反対、意見未定に分けてその人数を所長より報告させており、各所長は、その場で直ちにそれぞれの人数を報告したこと、⑤④の翌日である同年3月25日、東大阪第二営業所のB4所長が同営業所の組合員に対し、また同年4月20日及び同年5月10日貝塚営業所のB5所長らが同営業所の組合員に対し、組合の上部団体離脱につき協力を求めていること、⑥同年4月22日及び同月28日に、エーメイは、B3部長、全営業所長及び組合員10数名を社外に集め、日当を支払うなどして、出席した組合員に対し、「組合の上部団体離脱に協力してくれ」旨述べたこと、⑦⑥の会合に

出席したA 8が、同年5月14日の団交の際、「組合員のうち上部団体離脱に賛成の者がどれだけいるか決をとれ」と発言していること、⑧⑥の会合に出席していたA10が、同年5月17日、貝塚営業所において合併及び上部団体離脱賛成等を内容とする署名を集めたこと。また、同月18日から21日にかけて各営業所においても署名が集められたこと、⑨同年5月18日以降、同月28日、同月30日、同月31日、6月7日、同月8日及び同月11日、各営業所の朝礼、夕礼において、会社の役員、管理職が会社の経営状況、合併問題、組合の上部団体離脱問題について言及し、「組合の不当労働行為申立てにより、官公立、私立の病院との取引が切れる」、「賃上げ、一時金について、組合の上部団体離脱がないとできない」、「このまま続くと、田辺製薬が手を引くおそれがある」などと発言していたことがそれぞれ認められる。

エーメイは、前記①、②、⑥及び⑨の行為について、これらは組合員の合併問題についての理解を深めるために行った正当なものであり、純然たる経営判断に基づく言論の自由の範囲内のものであると主張するが、前記2(1)判断のとおり、組合が上部団体から離脱するか否かは組合内部の問題であり、使用者がこの点について言及することは許されないものであるから、組合員に対して組合の上部団体離脱について協力を求めたかかるエーメイの行為は、使用者に許された言論の自由の範囲を逸脱したものであり、エーメイの主張は失当である。

また、エーメイは、職制やリーダーが、組合員に対し、組合の上部団体離脱について賛成するよう求めているのは彼らの自発的意志に基づくもので、エーメイの指示によるものではないと主張するが、これらの職制とリーダーの行動は、いずれもエーメイの意を受けてなされたものと認められ、エーメイの主張は失当である。

よって、前記①、②、⑤、⑥、⑧及び⑨の組合員に飲食させ、金品をもって組合員の自宅を訪問し、金品を与え組合員を参集させ、業務名目で組合員を呼び出し又は参集させて、組合方針を批判したり、組合の上部団体からの離脱につき署名や協力を求めたりしたエーメイの行為は、組合運営に対する支配介入であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

イ 前記第1. 3(1)及び(2)認定によれば、①合併推進協議会は、組合員を含めた全従業員に加入を呼びかけること、賃金、退職金、定年制等合併後の労働条件についてエーメイと交渉していくこと等を申し合わせ事項としており、②同会の結成が定例の部所長会の中で話し合われたこと、③5人の部長が発起人となっていることがそれぞれ認められる。以上のことからすれば、同会は、組合に代わる役割を果たすものとしてエーメイが主導して結成しようとしたものと認めるのが相当であり、かかる会を結成しようとしたエーメイの行為は、組合の弱体化を企図した組合に対する支配介入行為であり、労働組合法第7条第

3号に該当する不当労働行為である。

ウ 前記第1.4(1)及び(2)認定によれば、①社員代表会に所属する従業員について、従来からエーメイとの間で賃金、一時金等の交渉を行っていること、②平成2年6月26日の同会の総会において、「平成2年夏季一時金について1.8か月分を仮払いする」旨の話がされたことはそれぞれ認められるものの、エーメイが組合員に対し、同会への加入を求めたとの事実は認められないから、この点に関する組合の主張は失当である。

### 3 救済方法

申立人は、エーメイに対し、合併に関する組合要求を解決するために誠実に団交に応じるよう求めるが、主文1の救済をもって足りるものと考ええる。

また、エーメイに対し、管理職が金品を持って組合員の自宅を訪問したり、組合員らに対し上部団体離脱の署名を求めたりするなどし、また、就業時間の内外にわたって、組合員を集め組合の方針及び組合役員を批判するなどして上部団体からの離脱に賛同するよう強要するなどの組合弱体化策動をしてはならない旨命ずるよう求めるが、主文2の救済をもって足りると考える。

また、申立人は、組合員に対する合併推進協議会への加入強要の禁止を命ずるよう求めるが、前記第1.3(3)認定のとおり、同会は既に活動していないので主文2のとおり命ずるのが相当である。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

平成4年8月7日

大阪府地方労働委員会  
会長 清木尚芳 ㊟